

音更町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する  
条例の一部を改正する条例

音更町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造の基準に関する条例  
(平成25年音更町条例第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「歩道等」を「歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。

第2条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を「移  
動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の  
方法に関する基準を定める省令」に改める。

「第2章 歩道等」を「第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等」に改める。

第3条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改める。

第4条第3項中「いう。）」の次に「並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路  
(以下「自転車歩行者専用道路等」という。))」を、「当該歩道等」の次に「及び自転車歩  
行者専用道路等」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、4メートル以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案  
して、2メートル以上とするものとする。

第5条中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第6条第1項中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項  
中「除く。))」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第9条第2項中「転回できる」を「転回することができる」に改める。

第12条第1号中「かご」を「籠」に改め、同条第2号中「かご」を「籠」に、「乗降  
できる」を「乗降することができる」に、「装置」を「設備」に改め、同条第3号及び第  
4号中「かご」を「籠」に改め、同条第5号中「かご及び」を「籠及び」に、「により、  
かご外からかご内が」を「又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていること  
により、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に、「確認できる」を「確認することが  
できる」に改め、同条第6号及び第7号中「かご」を「籠」に改め、同条第8号及び第9  
号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第10号及び第11号中「か  
ご」を「籠」に、「操作できる」を「操作することができる」に改め、同条第13号中  
「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第13条中「。以下」の次に「この条において」を加え、同条第7号中「識別できる」  
を「識別することができる」に改める。

第14条第4号及び第5号並びに第16条第6号中「識別できる」を「識別することができる」に改める。

第19条第1項中「利用できる」を「利用することができる」に改める。

第20条第1項中「利用できる」を「利用することができる」に改め、同条第2項第2号中「乗降できる」を「乗降することができる」に改める。

第21条第2号中「通過できる」を「通過することができる」に改める。

第30条第2項中「利用できる」を「利用することができる」に改める。

第31条第1項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第2項中「識別できる」を「識別することができる」に改める。

第32条中「歩道等」の次に「及び自転車歩行者専用道路等」を加える。

第33条第1項及び第34条中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。